

アーネスト・バーカーにおける人格論

尾 藤 孝 一

1. はじめに

バーカーは1874年に生まれ、オックスフォード大学の講師を勤め、その後ロンドンのキングス・カレッジの学長、1927年にケンブリッジ大学の政治学教授を勤め、1961年永眠した。かれは典型的な政治的多元論者であり、かれの目は政治的自由の大切さ民主主義の擁護、集団の理論に向けられた。

かれの政治目的つまり最高の政治的価値は“社会の全員の人格の全能力の最大限の発展”である。では人格の完成に必要な要素としての自由の問題、またそもそも人格なる概念とは何か、その集団人格説と個人人格説、また、かれによれば国家もまた集団である。集団である国家と他の集団の関係について、順次検討してみたい。

かれの活躍した1930年代の政治思想は二大潮流の出現にある。つまり、一方ではモズレー派のファシズムへの傾斜、他方ではラスキラ知識階級がマルクス主義へ接近していく。そして、これらは相互に激しい思想上の抗争を展開したが、これらに共通する原理は伝統的な議会制民主主義の否定、批判であった。しかしながら、こうしたファシズムとマルクス主義の気勢が上がる中で、従来の民主主義を再認識し、それを擁護しようとする一派があらわれた。E・バーカーやA・Dリンゼイはその代表者である。バーカーは次のように述べ、民主主義の重要性を訴えた。

「“民主主義の崩壊”私はこのタイトルを否定する。そのようなことを断言することは、人間の自由な精神が破壊され、自由でなくなることを認めることになる。我々は引力の法則が崩壊したことを言わない。組織化された社会における人間精神の偉大な行為の原則である民主主義の原則が右翼と左翼——イタリア・ドイツのファシズムとロシア共産主義——の出現のために崩壊されたというようなことは言うべきではないのである⁽¹⁾。」

かれらが守ろうとしている民主主義の理念は、かのフランス革命の旗印であった「自由」「平等」「友愛」の理念であった⁽²⁾。かれらはその中でも「自由」を最も貴重なものと

して掲げた。バーカーの場合、自由とはいかなる概念を意味したか、かれの自由論を今、少しみてみよう。

2. 自由論

バーカーにおいて、政治の目的および究極的な価値は社会における全構成員の全人格の発展であった。その人格の発展のために自由は不可欠の条件になる。自由という言葉は自由人ないしは自由な生活者の特徴や身分を表現するものである。すなわちそれは原初的な意味において人間の自発的行動ないしは自己決定の能力を意味したのである。バーカーは言う「自由の問題に関するその後の歴史は自由の経済的活動領域以外の領域への、さらに個人をこえたものまでへの拡大の歴史となったのである。すなわち人間は、経済的自由はもとより、市民的自由、宗教的自由、政治的自由の問題について、また、個人の自由ばかりでなく、集団の自由の問題について、考えることを学んだのである⁽³⁾。」具体的には言論の自由、集会の自由、討論の自由を意味したのである。そして、討論の自由は拡大され、自由な討議と投票によって国家の政策を決定する権利を意味するようになった。つまり、市民的自由に政治的自由が付け加えられたのである。「かくて、自由主義はおのずから拡大され肯定的かつ能動的な民主主義という積極的な方向を示すものとなったのである⁽⁴⁾。」

また、「自由主義は自由人の積極的な教義であり、国家と対立してではなく、共同社会における地位を保つ条件であるもろもろの権利（少なくとも自由な言論と自由な討論の権利）を確保してくれる国家の援助と保証によって、共同社会におけるみずからの地位を自由に保つ自由人に関する積極的な教義なのである⁽⁵⁾。」すなわち、自由主義は共同社会における諸権利を保証するために不可欠の教義なのである。このことによってのみ眞の国民的意志が達成される。また、かれは国民の自由を第一に重要なものとして主張する。かれは言う「自由主義者は個人から出発し、個人生活の運営のための市民的自由と、個人が共同生活の運営に参加するための政治的自由を擁護する⁽⁶⁾。」このように、国民としてのそして個人としての自由を重要視しているのである。

自由に関して三つの異なった要求者が存在する。かれの説明を聞こう「第一の要求者は国民ないしは国家である……国民国家はみずからがさまざまの点において自由の所在地であると主張することである。たとえば、まず国民国家は、特定の政治体制や政策を展開し

ようとするにさいして、それに加えられるなんらかの外国の統制や外部的国民的制約から自由でなければならないと要求することがある。……次に、国民国家はその統一に対する一切の内部的抑制や障害からの自由を主張することがある。……最後に、国民国家は、また別な意味で、自由の所在地であると主張されることがある。すなわち、外部的統制や内部的障害から自由であるという消極的意味においてではなく、国民国家の共同生活に関する諸問題を、その全成員の共同的思考と全体的意志によって決定するという、より積極的な意味においてである。これが、われわれの政治的ないしは憲政的自由とよぶところの自由である⁽⁷⁾。」このように、いわゆる政治的自由とよばれる自由は外部的統制や内部的障害から自由であるという消極的な意味から一步ふみ出して、いろいろな諸問題を全成員の全体的意志により決定するという積極的なものとして把えられる。次に「自由の第二の要求者は集団、すなわち国家以外のある種の形式の集団である。それらの集団は、一般にこんにちは主として経済的な自由を要求する経済的な自由を要求する経済的集団である⁽⁸⁾。」この場合集団とは労働者階級全体であることもあり、組織化された政党、組織化された職能団体や企業組合であることもあるが、いずれの場合でも経済的自由という目的を達成しようということに変わりはない。また、経済的集団も独自の自由を要求することがある。教会は以前から宗教的自由のために戦ってきた。

自由の三番目の要求者は個人である。「われわれがのちに知るように、個人に實にこの問題の根源であり、一切の形式の自由の究極的なすみかなのである。個人は他の自由の要求者と並列する一個の要求者にすぎないとか、あるいは、他の要求者が個人より大きく浮びあがってみえるとかいうのは、ただ外観だけのことであって、実体ではない⁽⁹⁾。」個人はまず第一に個人的ないしは市民的自由に対する要求を主張する。個人の自由こそ他の自由の根底を成すものである。第二に個人は政治的ないしは憲政的自由を要求する。これは主として国家の問題に関する自分の考えを主張する自由である。このように自由にはいろいろ多様性があるが、究極の核心的自由は存在しないのであろうか、かれは次のように核心的自由を述べている。「われわれの人間世界においては、また、神のもとにおいては、人間の個人としての人格だけが本質的かつ究極的な価値であり、そして、個人の人格は、発展の可能性をもつがゆえに、その発展の不可欠の条件に対しても、本來的かつ究極的な要求をもっているということである⁽¹⁰⁾。」かれにあっては政治の目的は個人の人格の発展であった。この本質的かつ究極的な価値である人格の発展のために自由は不可欠の条件であったのであった。人格が発展の可能性をもつが故に自由が必要なのである。以上、述べたよう

にこれら諸自由は究極的価値としての後に触れる「人格の発展」に必要な要素なのである。この人格の発展はバーカーにとって最大、最高の政治的価値であるが、そもそも「人格」とはいったい何か、次に検討してみよう。

3. 個人格と集団人格

そもそもバーカーにとって「人格」とは何であろうか。ここで人格の意義を明確にしておく必要がある。人格とは何であり、そしてどんな集団であれ集団はいかなる意味において人格とよばれるか。人格なる観念は、学問的には、心理学、倫理学、法律学において使われる用語である。これらの学問と密接な関係にある政治学もまた人格という言葉を使用するのである¹¹。「我々は道徳の世界と法の世界との間を区別しておかなければならぬ。道徳の世界においては、唯一の人格は、個々の人間である。精神をもつのは、かれらであり、かれらだけである。意志をもつのはかれらであり、かれらだけである。道徳の世界においては、いかなる集団人格も、集団精神も、そして集団意志も存在しない¹²。」このように道徳の世界においては個々人には人格があるが、集団には人格つまり集団人格なるものは存在しないと述べている。「個人格は我々が標準的な尺度として取り扱わなければならない本質的な価値である。なぜなら個々の人格は本質的な価値をもっており、そしてその発展は究極的な目的であるからである¹³。」それはかれが何度も言う最高の政治的価値である。では、法律の世界ではどうであろうか。法律上の意味においては個人は法的人格をもつ。その個人は法的行為者であり、機関であり、ひと言でいうなら「法における人格」であると考えられるからである。

さて、集団の人格はどうしたのだろうか。「集団が『法人』すなわち法的化身となった時、そしてかくしてこれが単一の個人として行動すべく法的に権威づけられた時、おこることがらである。その場合には集団は財産を所有し、訴訟をおこしました訴訟に服し、契約を結びまた契約を破棄し不法行為をこうもりまたそれを加える¹⁴。」このように集団は道徳的意味においては人格を有しないが法的意味においては人格を有するのである。この故に法的人格には集団人格と個人格があると言えよう。このように法の世界では個人格と集団人格は全く変わりがない。「国家が権利を有するのは、国家が法的人格を持つことであり、集団に権利があるとするも集団が法的人格を持つことを意味するのである¹⁵。」こうして個人格と集団人格を考えた場合、「道徳的」人格と「法的」人格とが区別された。

そして法的人格は集団にも個人にも属するのに対し、道徳的人格は個々人にのみ属するということができる。これこそが、かれの言う本質的素材であるところの「個人の人間人格」である⁽¹⁶⁾。すなわち集団の道徳的存在=集団の道徳的人格それ自体は存在しないのである⁽¹⁷⁾。つまり、人格の実在性はあくまでも個人であり、国家・集団の人格は法的世界でのものであった。また、結社の自由があるかぎり、集団にも人格が存在することを認めなければならない⁽¹⁸⁾。法的人格が道徳的人格と相違する点は法的人格が個人ばかりでなくいかなる集団にもそなわっていることである。すなわち、集団はあたかも個人であるかのように、国家の領域において行動する法的能力を与えられしたがってその結果として擬似個人としての立場もしくは地位を与えられた法的人格であるということである。ここにおいて、個人にも集団においても、とにかく人格なる観念があることが分った。そして、すべての倫理上の原理の源となるのは個人の人格という価値である。かれは言う「それぞれの人格という本質的な価値は、ちょうどそれが道徳思想の基礎であるようにそしてまさにそれ故に、政治思想の基礎である⁽¹⁹⁾。」さらにかれは言う「人びと——個々人、すべての個人——の価値が国家における最高の価値である⁽²⁰⁾。」

また、かれの人格説は道徳的には理性的人間像を前提としているのである。すなわち、「人間はその本質において合理的な存在である。かれの自由はかれの理性の行使にある⁽²¹⁾。」さて、バーカーはケンブリッジの政治学教授への就任講演において、かれの政治学の方法と課題に触れ、それは人間の行動の道徳的現象に関する研究の方法であるから、その意味で、かれの政治学を政治理論と呼びたいと述べている⁽²²⁾。ここで言うところの道徳的現象とはまさにかれが何度も言う個人人格の発展を意味するものであろう。すなわち、かれは個人の人格の問題を最重要視した。個人の人格は結社、教会、労働組合、クラブ等々のあらゆる社会集団を通じて実現されるものとされていたのである。このようにバーカーの政治理論の根底にあり究極かつ絶対にして最高の価値を意図するものはこの「個人人格の最大限の発展」である。そうして国家をはじめあらゆる社会集団はこの個人人格の発展という究極的かつ最高の価値を実現するために存在するのである。したがって、個人人格の発展のために国家・社会集団はその外的条件を保障することによってのみ正当化されるのである。つまり、個人人格を実現するための手段にすぎない。国家は人格の発展という精神的な活動のための外的な骨組を作り上げることであった。

さて、集団とはその構成員の共通目的のある人の組織であり、共通目的によって維持されている。「集団は自発的行為の領域であり自発的制度である。つまり、経済、宗教、教

育においても、すなわち労働組合、教会、大学等々が集団と呼ばれるものである⁽²³⁾。」結局集団とはすなわち、国家、教会、労働組合、クラブ等の社会集団のことである。国家もまた、バーカーによれば社会集団の一つである。社会集団である国家と他の社会集団の関係についてはどうであろうか。次にみてみようと思う。

4. 国家と社会の関係

バーカーは国家と社会を区別する。そのことをバーカーは次のように論じている。「国家によってわれわれが意味するものは法秩序の強制的な体系を維持するという特殊な目的のために存在し、それゆえ明白に規定された制裁力によって施行される法を通じて行動するところの、特別の結社である⁽²⁴⁾。」

一方、社会はどう定義されているか。「社会によってわれわれが意味するものは、国民のなかに包含され（時にはそれをこえて他の国民における同種の団体と結合しているばかりもあるが）、そのすべてのさまざまの目的とそのすべての制度とをともなった、任意的団体もしくは結社の総体である⁽²⁵⁾。」

このように、国家は制裁力をともなった法的結社であるのに対し、社会は任意的な目的のために人々が集合する結社の総体である。そして、各種社会集団はこの社会という基盤の上に存在している。

また、国民が所属する範域においても国家と社会は異なっている。すなわち「国家はその範域においては全国民的であるのに対し、社会は特定の成員だけを含み、しかもそれらを任意的な基礎のうえに含んでいる⁽²⁶⁾。」よって、国家はその地域内に住むすべての人間を構成員とすることになる。好むと好まざるとにかかわらず、人はいったんその領土、領域に居住すれば、国家に属することになる。つまりこの国家は国民国家である。一方、人は社会に所属する場合はあくまで任意であり、加入も脱退も自由である。

権力行使について、国家と社会とではどう違うか。バーカーは言う。「国家は法的強制力を行使する権力、つまり刑罰という制裁力のもとに、一定の行動規則への服従を強制する権力をもっている。これらに対して、他の諸結社は、その任意的な基礎のうえに、社会的規律だけを適用しうるにすぎず、一致せる行動様式への任意的服従、最後の手段として成員からの排除という制裁によって強制される服従を期待しうるにすぎない⁽²⁷⁾。」つまり、国家は国民が服従しない場合は法的強制力、いわば、物理的強制力をもって服従させ

することができるが、社会の場合は各人の任意的、自発的服従にまかされ、最後の手段としては、除名するという権力をもつにすぎない。こうして、国家には最終的に法的に調整する権力が存在している。これは国家のもつ固有の権力である。このように、その範域の点でも権力の点でも国家と社会とは異なった結社である。

また、国民の存在を、いろいろな側面からみることによって、国家と社会はいっそう区別される。かれは言う。「第一の視点は、目的もしくは機能という視点である。一方においては、国民は、法的に組織され单一の法的結社という姿をとりながら、そのような結社を構成せしめた約定とその条項にもとづいて（すなわち“憲法”という約定と規則にもとづいて）、法と秩序の恒久的な体系を作成し施行するという单一の法的目的のために行動する。他方においては、国民は社会的に組織され（法的結社の枠組のなかにおいてではあるが、その行為によってではなく）、そして多元的な結社という姿をとりながら（多くの多様な異なる社会衝動にもとづいて）、法的目標とは別のさまざまの目的、つまり、宗教的、道徳的、知的、審美的、経済的、および娯楽的というような目的のために行動する⁽²⁸⁾。」すなわち、国家は法的組織の唯一の形態であり、法の唯一の機関である。要するに、国家は法と秩序の恒久的な体系を作成し施行するという单一の法的目標のために存在するのに対し、社会は大小さまざまの多種多様で広範な数多くの目的のために存在する。つまり、社会は各人の目的において、任意的に発生し、それは目的を有する人の組織であり、共通の目的によって創設される。

「第二の視点は、組織もしくは構造という視点である。機能は構造を決定する。そしてさきに示した目的ないし機能の相違は、（すでにこれまでの議論が暗に示していたように）必然的に組織もしくは構造の相違を内含している。ひとつの法的目標という点において、またその諸規則のもとにおいて、法的に組織されたものとしては、国民はただひとつ組織、つまり国家に属する。……その多くの社会的目標という点においてまたその衝動のもとに、社会的に組織されたものとしては、国民は、多くの組織に属する。そのような組織はいずれも社会という一般的複合体のなかで結合し癒着しているものではあるが。しかしそのような結合にもかかわらず、なお社会の複数性は失われない。……宗教の社会、道徳的良心や慈善のための社会、芸術や審美趣味の社会、教育や文化の社会、および人間精神の要求に応じた種々様々な他の形態の社会も存在している。ひとは考へうるあらゆる目的のためになんらかの形態の社会に属する⁽²⁹⁾。」これは第1の視点から連動しているが、言いかえれば、組織もしくは構造という視点から国民をみた場合、かれは法的

な観点では、国民は国家にのみ属するが、社会的目的という観点では国民はじつにさまざまな多くの組織に属する。国民は組織の設定する利益内容に自己をあてはめ、その目的実現のために、あらゆる種類の組織を結成し加入するのである。そして、その活動は自由で多面的である。こうして、組織もしくは構造という視点から国民をみた場合も、国家と社会の違いはすこぶる大きい。

「第三の視点は、方法という視点である。国家は強制という方法を用いる。法と秩序の体系を宣言し施行するというその目的が、その方法を必然化し、その組織の統一がその方法を可能にする。社会は任意行動という方法と説得という過程を用いる⁽³⁰⁾。」すなわち、方法という視点から国家と社会をみた場合、国家は法と秩序の体系を維持し、可能にし、組織の統一を保持するために、強制という方法を用いる。従わない場合には強制力という外的行為の適用をともなう制裁のもとに、服従を確保する。

つぎに時間という観点から国家と社会の関係をみてみよう。バーカーは言う。「人びとが法による意識的な自己組織の体系を発展させうる以前に、なんらかの種類の社会——ともに生活し“ともに結合せる”なんらかの任意的な習慣があったに違いない、と主張することができよう。このような視点からするならば社会は国家に先立つ⁽³¹⁾。」こうして、かれは社会は自然に発生してくるのに対し、国家は意識的、意図的に作り出されたという。そういう意味で、社会は国家に先行するのである。

また、上述に関連してイギリス人特有の生活における要素が、任意社会の容易なる発生に寄与してきた。言うならば、イギリス人の天性の社会的性格が任意社会を発生させてきたのである。たとえばかれはこのことを次のように言う。「帝国を支配した東インド会社から村のクリケットクラブにまでいたるところの、クラブや会社を創設し運営することに対するイギリス人の趣好がそれである⁽³²⁾。」その他に、クラブや委員会、大学の集会室、労働者の組合、そして国民代表議会もクラブ化するようになった。

また、社会集団は法的結社としての国家の行動に働きかけ、影響を及ぼすが、けっして国家の一部ではないのである。

その他に国家と社会の区別において、場所という問題がある。バーカーは言う。「社会の成員（医師、坑夫、教師、輸送労働者、法律家、農業労働者）は必ず場所的に散在しており、間隙によって分けられている。しかし、国家およびそれぞれの部分は、その本質において、地域的な連続体である⁽³³⁾。」つまり、社会を構成している社会集団の成員は国土の上に散在して活動を行なっているのに対して、国家の国民はその領土の上に隅から隅ま

で連続を成して存在しているのである。いわば社会が機能性を帯びているのに対し、国家は地域性を有しているといえよう。

このように、かれは国家と社会をあくまで峻別する。それは徹底している。そうすることによって、社会集団が国家の下位に位置づけられるのではなく、いわば国家が社会集団の同一線上に位置することにより、かれは国家の一元性・絶対性を排撃したのである。国家は絶対主義者が説くように社会に君臨する団体ではなく国家も社会も同格的地位にあるのである。社会が国家の中に統合されれば国民の生活は国家の管理下に置かれることになる。かれはこのことを極端に嫌ったのである。ここに多元的国家論を推進するバーカーの思想的特徴がうかがわれるのである。

さて、このように、国家と社会を峻別することにより、国家の機能も必然的に浮き彫りにされてくる。国家はなぜ存在するか、国家が存在する目的は何であるか。次に検討してみよう。

5. 国家の役割

「国家」という語をよりよく理解するために、かれはその語源と歴史を研究した。かれが言うには国家（State）という英語はラテン語の（Status）に由来している。そして、このStatusという語は一般的に、人あるいは人々の団体の「立場」を意味した。その後国家なる語は特に全共同社会の「立場」あるいは地位に適用されるようになったのである。18世紀前半まではこのような意味であった。18世紀後半に至っては「国家は第一義的には優越する最高の政治的権威たるの地位を意味し、かかる地位を享受する人または団体に適用されるに至った⁽³⁴⁾。」すなわち国家とは最高の権威たる地位または立場、そしてそれに位置する人または団体という概念になったのである。18世紀末以降は「国家はいまや全共同社会、つまり法的結社そのもの、法的組織の総体である⁽³⁵⁾。」というようになつた。」このように国家をその語源から定義しているのであるが、このような見解はある程度、歴史的な正当性をもち、あるいはとにかく歴史的な説明であろう。

さて、国家の機能とはそもそも何ぞや、みてみよう。国家と社会の機能上の特質の相違点は、「国家は明日に規定された制裁力によって施行される⁽³⁶⁾。」そして、「国家はその範域においては全国民的である⁽³⁷⁾。」すなわち、国家はその構成員が、従わない場合には強制力をもって制裁を行うことができる。また、国家はその地域内に住むすべての人間から

構成されるのである。それでは国家の固有の機能とはなんであろうか。かれによると「國家とその法は、一般的な善き生活のために存在するものであるということである⁽³⁸⁾。」国民が一般的な善き生活を送るために、国家は外的な枠組をうち立てることである。さらにかれはこうも言う。「人びと——個々人、すべての個人——の価値が国家における最高の価値である⁽³⁹⁾。」従って「国家の目的は、そのすべての成員における人格の全能力の最大限の発展を、協同を通じて促進し助成することである⁽⁴⁰⁾。」これこそが、国家の究極的目的であり、最高の政治的価値である。

そうして、つぎのような結論が導き出される。つまり、「国家の目的は、その能力の発展のために、すべての市民によって必要とされる外的条件を組み立て確立することである⁽⁴¹⁾。」すなわち、国家の機能は、個人の人格の全能力の最大限の発展を実現するための条件を提供することである。国家はこの人格の発展という究極の価値を実現するために存在するのである。そして、この目的は社会の正義あるいは法的結社の定めであるから法的正義ともよぶことができる。「人格の発展」はベンサムの「最大多数の最大幸福」の概念に連動する。バーカーは言う。「国家の法は人格の諸能力の最大限の発展のために必要な外的諸条件を、最大多数の人びとに、確保し保障するがゆえに正当であり、公正もしくは正義という性質を有するのである⁽⁴²⁾。」こうして、国家は人格の発展を最大多数の人びとに保障することによってのみ正当性を与えられ、それは正義を意味したのである。「社会における全成員の人格の全能力の最大限の発展」ということは、まさにグリーンらのオックスフォード理想主義と共通するところである。このようにバーカーは、「社会のすべての構成員の人格の全能力の発展」を可能にする政治社会の在り方を追求した。

6. むすびにかえて

以上、バーカーの政治学説における集団、社会、国家の性格をみてきた。バーカーの最高にして究極的なる政治的価値は社会における全成員の人格の発展であった。その人格を集団人格と個人格に分けて検討してきた。法の世界では集団人格も個人格もあり得た。

また、人格の発展のために必要な要素として自由の問題もみてきた。そして、20世紀前半の政治理論の中心は国家、社会の理論に集中したのであったがバーカーにおいては、社会と国家を繊烈に区別し、国家を法的結社という外的なものに限定することにより、国家権力が国民の内面的生活に入ってくることを防いだ。かれは国家の一元性を強く否定し

国家の一方的進出を防ぐことに全精力を傾けた。バーカーの学説が今世紀イギリスの政治学に及ぼした影響は大きくかれを語らずして20世紀前半のイギリス政治思想を論ずることはできないであろう。

(注)

- (1) E.Barker, The Citizen's Choice, 1938. p.26 (以下Choiceと略称) この著書は1933年から37年までの講演及び論文を集めたものである。
- (2) I bid., P10
- (3) E.Barker, Reflections on Government, 1942, 足立忠夫訳「現代政治の考察」勁草書房、2ページ
- (4) 同掲書、3ページ
- (5) 同掲書、4ページ。大陸の思想家たちは自由主義と民主主義を区別して考えているが、バーカーはこれに対して真向から反論している。
- (6) 同掲書、7ページ。
- (7) 同掲書、8ページ。
- (8) 同掲書、9ページ。
- (9) 同掲書、10ページ。
- (10) 同掲書、14ページ。
- (11) E.Barker, Church, State and Study 1930. P205
- (12) E.Barker, Principles of Social and Political Theory, 1951. 20世紀の半ばもすぎ77歳で出版したこの本はバーカーの政治学説を集大成したものである。堀、藤原、小笠原訳「政治学原理」勁草書房1969年、87ページ。
- (13) Choice., P.24
- (14) 堀他、前掲書、88ページ。
- (15) E.Barker, Natural Law and the Theory of Society, 1934, P131 この本はギルケの著書
(Das deutsche Genossenschaftsrecht) の第4巻 (1913年出版) の翻訳である。
- (16) Choice, P25
- (17) E.Barker, Natural Law and the Theory of Society, P153.
- (18) I bid., P151~P152

- (19) 堀他、前掲書、152ページ。
- (20) 堀他、前掲書、152ページ。
- (21) E.Barker, Essays on Goverment,1945. P67
- (22) E.Barker, Church,State and Study,1930. P194
- (23) Choice,P.33
- (24) 堀他、前掲書、4ページ。
- (25) 堀他、前掲書、3ページ。
- (26) 堀他、前掲書、4～5ページ。
- (27) 堀他、前掲書、5ページ。
- (28) 堀他、前掲書、51ページ。
- (29) 堀他、前掲書、52ページ。
- (30) 堀他、前掲書、53ページ。
- (31) 堀他、前掲書、59ページ。
- (32) 堀他、前掲書、62ページ。
- (33) 堀他、前掲書、105ページ。
- (34) 堀他、前掲書、110ページ。
- (35) 堀他、前掲書、111ページ。
- (36) 堀他、前掲書、4ページ。
- (37) 堀他、前掲書、4ページ。
- (38) 堀他、前掲書、57ページ。
- (39) 堀他、前掲書、152ページ。
- (40) 堀他、前掲書、152ページ。
- (41) 堀他、前掲書、152ページ。
- (42) 堀他、前掲書、168ページ。